

答 申

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

- (1) 丸亀市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 18 年度丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業に関する契約者の提案書（以下「本件対象公文書」という。）を部分開示とした決定（以下「本件処分」という。）について、非開示とした部分のうち、「調理業務実施体制に関する提案書」中、「業務責任者の配置」のうち「取得免許・資格」を記載した部分及び「業務実施体制」のうち最後の 2 行部分は、開示すべきである。
- (2) その他の部分を非開示としたことは、妥当である。ただし、不服申立人に対する、丸亀市情報公開異議申立決定通知書において示した決定の理由には、根拠規定について不足がある。

2 異議申立ての趣旨及び異議申立てに至る経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、丸亀市情報公開条例(平成 17 年 3 月 22 日条例第 21 号。以下「条例」という。)に基づき、異議申立人（以下「申立人」という。）が行った本件対象公文書の開示請求に対し、実施機関が平成 21 年 11 月 27 日付で行った本件処分の取り消しを求めるというものである。

(2) 異議申立てに至る経過

年 月 日	経 過
平成 21 年 9 月 16 日	開示請求受付
平成 21 年 9 月 28 日	実施機関が部分開示を決定
平成 21 年 11 月 4 日	異議申立書・見積書開示請求受付
平成 21 年 11 月 27 日	実施機関が見積書の開示及び部分開示を決定

3 異議申立ての理由

申立人が、異議申立書において主張している異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- 1 見積書の開示がなされていない。

2 非開示とされた調理員の配置の部分及び見積書は丸亀市情報公開条例（平成 17 年条例第 21 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する非開示情報には該当しないので、開示すべきである。

4 異議申立人の主張要旨

申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている主張を総合すると、概ね次のとおりである。

1 平成 18 年度丸亀市飯山学校給食センター調理等業務委託事業に関する契約者の提案書を開示請求した理由について

学校給食の民間委託においては食の安全確保が最も大切と考えており、プロポーザルにおける提案内容と、現在の調理業務実施体制を比較する必要を感じ、とくに調理員の配置に係る提案内容を知りたいと思い、本件対象公文書の開示請求を行った。

2 「調理員の配置」が、非開示とすべき「企業の知的財産」に該当しないことについて

業務責任者の配置の項目は、個人情報ではあっても企業の知的財産ではありえず、氏名・生年月日を伏せることで個人の特定は不可能となる。

開示した提案書の部分にも企業のノウハウは含まれているはずであり、非開示とした 4 行のみが企業の知的財産であるという合理的根拠は全くない。

最優秀の評価を受けた事業者の提案内容を開示することで、同業他社が市の求めるものがよく理解でき、今後より優良な提案内容での応募が期待できる。

5 実施機関が部分開示とした理由

実施機関が、丸亀市公文書開示決定等通知書及び丸亀市情報公開異議申立決定通知書（以下「通知書等」という。）において主張している本件処分の理由は、次のとおりである。

- ・ 本件対象公文書中調理員の配置については、事業者の知的財産権の一部であるため部分開示としたものである。
- ・ 見積書は開示とし、調理員の配置については、丸亀市情報公開条例第 7 条第 3 号ア項により非開示としたものである。

6 実施機関の主張要旨

実施機関が、通知書等及び提出資料において主張している本件処分の理由は、総合すると概ね次のとおりである。

1 異議申立決定について

申立人が非開示とされたと主張する見積書は、開示請求対象文書ではなく、申立内容の一部には理由がないため却下が相当と判断し、調理員の配置を非開示とした根拠規定を示す必要については、申立人の指摘のとおりと認めたものである。

しかし、申立を却下し、見積書について開示請求するよう求めることは、申立人の負担が増すことになるため、本件異議申立によって見積書の開示請求がなされたものとみなし、開示決定を行い、併せて部分開示とした根拠規定を記載したものである。

2 調理員配置等の情報を非開示とする理由について

民間活用により安全安心な学校給食を提供するためには、経験豊富な従業員の配置及び無理のない人員配置を考えた実施体制が必要となる。事業者にとって、この人員配置等は、事業実施の中で築き上げたノウハウつまり知的財産である。

学校給食調理等委託事業に係る費用見積額のうち、80%程度は人件費が占めており、人員配置等を明らかにすることは、競合他事業者に見積根拠及び知的財産を示すことになり、受託業者が行っている安定かつ健全な給食提供体制や会社経営に大きな影響を及ぼすおそれがあり、当該事業者からも開示に反対する強い要望がある。

また事業者間の競争性が失われ、優良な事業者の応募が控えられることも懸念される。

7 審査会の判断

当審査会は、実施機関及び申立人の主張等を条例に照らして審査した結果、次のとおり判断する。

1 実施機関が非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）の条例第7条第3号ア項に規定する非開示情報該当性について

条例第7条第3号ア項には、非開示とすべき情報として、法人等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとの規定がある。

ここでいう「競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売又は営業上の事項に属する情報等であって開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、経理、労務管理等の法人等が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを指すと解されている。

ところで、労務管理とは、従業員の能率を長期間にわたって高く維持し、上昇させるための一連の施策をいい、従業員の募集・採用からはじまり、賃金や労働時間の管理、人事評価、教育・研修、昇格・昇進、異動・配置、昇給・賞与、退職・再雇用に至るまでの、従業員に関するすべての施策を指すと解される。

そこで本件処分における、非開示とされた部分に記載されている情報について以下のとおり検討した。

(1) 本件対象公文書中「業務実施体制」のうち、配置人員の内訳（雇用形態・保有資格）

について

労務管理に係る内部管理上の事項に該当する情報及び生産技術上のノウハウの事項に属する情報と認められる。

まず、従業員の雇用形態は、前述のとおり労務管理事項であり、人件費に直結する事項でもあることから、法人等がどのような雇用形態の従業員を配置するかを開示することは、経理上においても、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

次に、配置する従業員の保有資格については、給食調理業務における生産技術上の人的ノウハウと認められる。つまり、どのような資格者をどれくらい配置せしめるかは、安全かつ効率的な業務実施に不可欠な要素であり、法人等において経営の根幹となる、秘密に属する情報であると解され、これが開示された場合、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあると認められる。

ただし、「業務実施体制」のうち、最後の2行部分については、単に資料の名称を記載したものであり、非開示とすべき理由は見当たらない。

(2) 業務責任者の配置の部分に記載されている情報について

責任者及び副責任者の氏名、生年月日及び職歴の情報は、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」に該当することは明白であり、当該規定の適用を除外する事項に該当しないと認められるため、実施機関が部分開示の理由とした規定には該当しないものの、これを非開示とすべきである。

また、取得免許・資格の情報については、個人を特定できる情報とは言い難く、業務現場において責任者及び副責任者がその職責に応じた資格を有するか否かは、業務の実行能力を客観的に判断する情報と認められるものであり、市民の知る権利を保障した条例の趣旨に鑑みると、当該法人の知的財産の一部であるという主張は容認できるものの、これをもって条例第7条第3号ア項に規定する非開示情報に該当するとは認められない。

なお、丸亀市指名型プロポーザル方式取扱規程(平成21年3月25日丸亀市訓令第12号)第11条には、プロポーザル方式による業務等の選定を行う際に提出される技術提案書の情報公開基準の規定があり、見積書における積算単価・内訳、提案書類における社員情報や配置内訳(常勤・非常勤の別)などについては一部非開示情報とされている。本件対象公文書は当該規程の適用はされないものの、プロポーザル方式における技術提案書記載の情報公開に係る丸亀市の姿勢を示すものであると解することができる。

2 実施機関の条例に対する認識誤りについて

申立人は、実施機関の条例に対する認識誤りが重大な問題であり、当審査会より、実施機関に猛省を促すよう主張しているが、当審査会は本件処分の当否について意見を求められているのであり、行政手続に係る意見を述べる立場にない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

なお、1名の委員から以下の要旨で反対意見があった。

(反対意見要旨)

当該業者が提案した内容は、直接的には実施機関である丸亀市教育委員会に対する約束事項であるが、それはまた市民に対する約束事項であることは言うを俟たない。したがって、その内容を市民が情報公開の観点から関知することは、制限されるべきではない。

プロポーザル方式による選定は、行政と業者との間に相互に独立した関係を前提にしてこそ有効に機能するものであることや、企業保護の問題は、特定企業の優遇による権益偏重を排するという公平性の観点による保護として追求されるべきであることを考えると、本件における、業者の知的財産権保護を理由とする一部非開示は、現行特定業者に対する過剰な配慮というべきであり合理性を欠くものである。

さらに、実施機関は、一部非開示の理由として「開示することによって優良な事業者が応募を控えるおそれがある」と主張しているが、むしろ情報開示によってプロポーザルの競争性の質を高めることで、給食業務の充実と安定をたえずはかることが目指されるべきであろう。また、業務実施体制の人員配置については、「提案書」中に、「有能な人員の確保」が明記され、そのことが仕事の質に深く関わることが明言されている以上、市民がこの点を検証するためには、該当箇所の公開が情報公開の観点から求められているのは当然であり、また、業者の「正当な利益を侵害する」か否かの判断の際に、「人員配置」と「提示価格の安さ」の情報を特別視することは、予断と言わねばならず、非開示理由としては根拠薄弱である。

以上のことから、給食センター業務が、公教育の場における児童・生徒の食の安全の確保、栄養補給、公金の適正な支出といった、多層的で高度な公共性を有していることを考慮すれば、今回非開示とした箇所のうち、個人に関する情報を除く箇所は、公開されるべきと考える。

8 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行なった。

平成 21 年 12 月 18 日	諮問書の受理
平成 22 年 1 月 6 日	実施機関から資料收受
平成 22 年 1 月 7 日	申立人から意見書收受
平成 22 年 1 月 13 日	審査会（第 1 回目）
平成 22 年 2 月 2 日	審査会（第 2 回目）
平成 22 年 2 月 26 日	審査会（第 3 回目）